

質問第三九号

全国学力・学習状況調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月十六日

山谷えり子

参議院議長 江田 五月 殿

全国学力・学習状況調査に関する質問主意書

全国学力・学習状況調査が平成十九年から実施されている。この全国学力・学習状況調査の実施によって、各自治体の教育への意識を刺激し、学力向上にむけた取り組みが加速している。たとえば沖縄県と秋田県は教員交流を開始した。大阪府は学力テストの結果を反省し、教育振興基金三十億円を用意し、「朝食、あいさつ、朝読書」運動を進めている。各自治体が切磋琢磨し、全体の学力向上が実現していくという流れを作りつつあることは、全国学力・学習状況調査の成果だと考える。

しかし報道によると、民主党は「抽出調査で十分」という認識を示したとある。そこで、次の事項について質問する。

- 一 政府として、全国学力・学習状況調査を抽出調査にすることを考えているか。
- 二 抽出調査にしてしまうと、各自治体間の教育に対する意識の向上を阻害してしまう危険があるが、政府としてどのように考えるか。また、「各学校が各児童生徒の学力や学習状況を把握し、指導や改善に役立てる」という調査目的にも矛盾することになるが、その点どう考えるか。

右質問する。

